

仙台市ガス局公告第23号

次のとおり制限付き一般競争入札に付します。

令和7年3月26日

仙台市ガス事業管理者 中 鉢 健 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品等又は役務の名称及び数量
仙台市ガス局お客さまセンター電話受付等対応業務 一式
- (2) 案件内容
別途配布する仕様書に記載のとおり
- (3) 納入（履行）場所
別途配布する仕様書に記載のとおり
- (4) 契約（履行）期間
令和7年9月1日から令和10年9月30日まで

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 本市における令和5・6・7年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) その他入札説明書で定める要件を満たしていること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所
〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号
仙台市ガス局総務部限務課契約係 電話 022-292-7718
- (2) 入札説明書等の公開期間及び入手方法
令和7年3月26日から仙台市ガス局ホームページでダウンロードすること。
<http://www.gas.city.sendai.jp/top/contract/notice/index.php>
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間・場所
令和7年3月26日から令和7年4月14日
（持参の場合は、土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は提出期間最終日を受領期限とする。）
上記3(1)の場所と同じ。持参又は逓信証明付き書留郵便で郵送すること。
- (4) 仕様書についての質問書の提出期間・場所
令和7年3月26日から令和7年4月14日
（持参の場合は、土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は提出期間最終日を受領期限とする。）
上記3(1)の場所と同じ。持参又は逓信証明付き書留郵便で郵送すること。
- (5) 入札・開札の日時、場所
令和7年5月9日 午前10時00分
仙台市ガス局幸町庁舎 5階第一会議室（仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号）
- (6) 入札書の提出方法
上記3(5)に指定する日時・場所に持参すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の30分の1以上
- (3) この調達（、仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「暴力団等排除要綱」という。）の適用を受けるものである。
- (4) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - イ 仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
 - ウ 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」又は「無料」等の記載は入札金額の記載がないものとみなす。）
 - エ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
 - オ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書

- カ 件名の記載に重大な誤りのある入札書
 - キ 入札金額の記載が不明確な入札書
 - ク 入札金額を訂正した入札書
 - ケ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
 - コ 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
 - サ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
 - シ 入札が真正なものであることが確認できない入札書
 - ス 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
 - セ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
 - ソ 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
 - タ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (5) 落札者の決定方法
- ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。
 - イ 落札候補者の決定にあたっては、低入札価格調査制度を適用するので、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札候補者とししないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
 - ウ 予定価格以下で、かつ調査基準価格以上であって最低価格である同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は入札室でくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市ガス局職員にこれに代わってくじを引かせて決定する。
 - エ 落札候補者に対しては、別添契約書案及び仕様書に規定する個人情報保護規定の遵守の可否について調査を行い、個人情報保護の対策が適切かつ十分であると認められた場合に落札者とする。認められない場合にあつては、予定価格以下で当該落札候補者に次いで低い価格で入札した者について同様の調査を行い、落札者を決定する。なお、次順位価格入札者が認められない場合は、順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
※詳細については、「仙台市ガス局情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参照すること。
 - オ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
 - カ 落札者が、仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号）第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約保証金の要否 要
- (8) 詳細は入札説明書による。